

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 5 号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和 3 9 年鈴鹿市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（証券をもつてする歳入の納付） 第15条 略 2 会計管理者等は、証券により歳入を収納したときは、<u>速やかに金融機関</u>に払い込まなければならない。 3～11 略 第27条 略 <u>（支払方法）</u> <u>第27条の2 会計管理者は、支出命令を受けたものについて支払をしようとするときは、次条、第30条、第31条、第34条又は第35条に規定するいずれかの方法により行うものとする。</u> （小切手の振出し） 第28条 会計管理者は、小切手を振り出し、<u>支払をしようとするときは</u>、受取人から領収書を徴しなければならない。ただし、第31条、第34条及び第35条の場合においては、受	（証券をもつてする歳入の納付） 第15条 略 2 会計管理者等は、証券により歳入を収納したときは、<u>即日、金融機関</u>に払い込まなければならない。 3～11 略 第27条 略 （小切手の振出し） 第28条 会計管理者は、<u>支出命令を受けたものについて支払をしようとするときは</u>、小切手を振り出し、受取人から領収書を徴しなければならない。ただし、第31条、第34条

取人の領収に代えて、指定金融機関等の領収印を徴しなければならない。

2 略

(現金払)

第30条 会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があつたときは、債権者に現金支払通知書を交付し、指定金融機関等に支出命令書を送付して、当該指定金融機関等に現金の支払をさせなければならない。ただし、会計管理者が特に必要と認めるときは、自己を受取人とする小切手を振り出し、又は指定金融機関等に支払通知書を交付し、指定金融機関等から資金を引き出した上、現金で小口の支払をすることができる。

2 指定金融機関等は、債権者から現金支払通知書の提示を受けたときは、前項本文の規定により送付された支出命令書と照査の上、債権者に対し、当該現金支払通知書と引換えに現金を支払い、領収書を徴しなければならない。

3 会計管理者は、指定金融機関等に現金で支払をさせたときは、当該指定金融機関等を受取人として当該支払に係る1日分の支払合計額を券面とする小切手を振り出し、又は支払通知書を交付しなければならない。

4 会計管理者は、債権者から亡失により、現金支払通知書の提示ができない旨の申出が

及び第35条の場合においては、受取人の領収に代えて、指定金融機関等の領収印を徴しなければならない。

2 略

(現金払)

第30条 会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があつたときは、第28条の規定にかかわらず、債権者に支払通知書を交付し、指定金融機関等に支出命令書を送付して、当該指定金融機関等に現金の支払をさせなければならない。ただし、会計管理者が特に必要と認めるときは、自己を受取人とする小切手を振り出し、指定金融機関等から資金を引き出した上、現金で小口の支払をすることができる。

2 指定金融機関等は、債権者から支払通知書の提示を受けたときは、前項本文の規定により送付された支出命令書と照査の上、債権者に対し、当該支払通知書と引換えに現金を支払い、領収書を徴しなければならない。

3 会計管理者は、指定金融機関等に現金で支払をさせたときは、当該支払に係る1日分の支払合計額を券面とする小切手を、当該指定金融機関等を受取人として振り出さなければならない。

4 会計管理者は、債権者から亡失により、支払通知書の提示ができない旨の申出があつ

あつたときは、正当債権者であることを確認した上でなければ現金支払通知書の再交付をしてはならない。

(隔地払)

第31条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、指定金融機関等に当該指定金融機関等を受取人とする小切手を振り出し、又は支払通知書を交付するとともに、送金依頼書を当該指定金融機関等に交付して、その手続をさせなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により小切手を振り出したとき、又は支払通知書を交付したときは、指定金融機関等と協議の上、その支払場所を記載した送金通知書を発行し、債権者に送付しなければならない。ただし、指定金融機関等の店舗の所在しない地域内の債権者に対し送金するときは、送金通知書に代え、送金案内書を送付するものとする。

(口座振替払)

第34条 会計管理者は、指定金融機関等と取引のある銀行等に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申出があつたときは、指定金融機関等を受取人とする小切手を振り出し、又は支払通知書を交付するとともに、当該指定金融機関等に口座振込依頼書を交付して、その手続をさせなければならない。ただし、債権者から払込みの請求書その他これに類するものが提出

たときは、正当債権者であることを確認した上でなければ支払通知書の再交付をしてはならない。

(隔地払)

第31条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、指定金融機関等に当該指定金融機関等を受取人とする小切手を振り出すとともに、送金依頼書を当該指定金融機関等に交付して、その手続をさせなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により小切手を振り出したときは、指定金融機関等と協議の上、その支払場所を記載した送金通知書を発行し、債権者に送付しなければならない。ただし、指定金融機関等の店舗の所在しない地域内の債権者に対し送金するときは、送金通知書に代え、送金案内書を送付するものとする。

(口座振替払)

第34条 会計管理者は、指定金融機関と取引のある銀行等に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申出があつたときは、指定金融機関等を受取人とする小切手を振出すとともに当該指定金融機関等に口座振込依頼書を交付して、その手続をさせなければならない。ただし、債権者から払込みの請求書その他これに類するものが提出されたときは、口座振込依頼書を交

されたときは、口座振込依頼書を交付しないことができる。

2・3 略

(口座自動振替払)

第35条 会計管理者は、口座振替請求情報を受け、公共料金を口座自動振替払により支払をすることができる。

(誤納金又は過納金)

第47条 略

2 会計管理者は、前項の規定により、払戻命令があつたときは、支出の手続の例により、これを当該収入をした歳入から戻出しなければならない。この場合において、小切手の振出しによるときは、振り出す小切手の表面余白に「歳入戻出」の表示をしなければならない。

(預金の区分)

第71条 指定金融機関等は、当座預金勘定、普通預金勘定及び指定預金勘定を置いて、市の預金を区分し、整理しなければならない。

2 当座預金勘定又は普通預金勘定は、支払準備金として、現金の受払を整理するものとする。

3 略

(当座預金又は普通預金の払出)

第72条 指定金融機関等は、市の公金を支払するときは、会計管理者の指定するものを除き当座預金勘定又は普通預金勘定から払い出すものとする。

付しないことができる。

2・3 略

(口座自動振替払)

第35条 会計管理者は、第28条の規定にかかわらず、口座振替請求情報を受け、公共料金を口座自動振替払により支払をすることができる。

(誤納金又は過納金)

第47条 略

2 会計管理者は、前項の規定により、払戻命令があつたときは、支出の手続の例により、これを当該収入をした歳入から戻出しなければならない。この場合、振り出す小切手の表面余白に「歳入戻出」の表示をしなければならない。

(預金の区分)

第71条 指定金融機関等は、当座預金勘定及び指定預金勘定を置いて、市の預金を区分し、整理しなければならない。

2 当座預金勘定は、支払準備金として、現金の受払を整理するものとする。

3 略

(当座預金の払出)

第72条 指定金融機関等は、市の公金を支払するときは、会計管理者の指定するものを除き当座預金勘定から払い出すものとする。

(<u>小切手の確認</u>) 第79条 略 (<u>隔地払の手続</u>) 第84条 略 2 指定金融機関等は、<u>第31条第1項の規定により</u>小切手の交付を受けたとき、<u>又は支払通知書の交付を受けたときは</u>、その金額を歳出として払い出し、送金の手続をしなければならない。 (口座振替の手続) 第86条 指定金融機関等は、会計管理者から第34条の規定<u>により</u>口座振込依頼書を添えた小切手の交付を受けたとき、<u>又は支払通知書の交付を受けたときは</u>、領収人に代わり指定金融機関等の領収印を押し、会計管理者に交付するとともに当座口振込の手続をしなければならない。	(<u>歳出の支払</u>) 第79条 略 (<u>隔地払の手続</u>) 第84条 略 2 指定金融機関等は、<u>前項の依頼による</u>小切手の交付を受けたときは、その金額を歳出として払い出し、送金の手続をしなければならない。 (口座振替の手続) 第86条 指定金融機関等は、会計管理者から第34条の規定<u>による</u>口座振込依頼書を添えた小切手の交付を受けたときは、領収人に代わり指定金融機関等の領収印を押し、会計管理者に交付するとともに当座口振込の手続をしなければならない。
--	--

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。